

入札参加時における注意事項(工事)

入札参加者の皆様へ

横 瀬 町 長

入札及び工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

記

1 関係法令等の遵守について

- ① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（略称して「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 受注者は、建設業法第22条に規定する一括下請負行為等に抵触する行為を行ってはならない。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- ① 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。
- ② 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、原則として、秩父郡市内（可能な限り横瀬町内）の業者から選定すること。

3 建設資材の発注について

- ① 建設資材の発注に当たっては、納入業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引に努めること。
- ② 建設資材の発注に当たっては、納入業者を秩父郡市内（可能な限り横瀬町内）の業者から選定するよう努めること。

4 労働災害の防止策について

労働災害の防止については、元請・下請業者が一体となって特段の注意を払うこと。

5 建設業退職金共済組合への加入等について

- ① 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼り付けること。
- ② 1件当たりの請負金額が600万円以上の建設工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1か月以内に提出すること。
- ③ 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、又は建設業退職金共済制度の掛

金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建設業退職金共済制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

- ④ 下請業者の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者にその共済制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- ⑤ 工事現場の出入口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。

6 技術者の適正な配置について

- ① 1件の請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。
- ② 特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。

7 施工体制台帳等の提出について

建設工事の受注者は、当該工事で下請契約を締結するのであれば、施工体制台帳を作成し、事業担当課に提出するとともに、現場に整備すること。

8 施工体系図の掲示について

建設工事の受注者は、当該工事で下請契約を締結するのであれば、工事現場の見やすい場所に施工体制台帳に基づいた施工体系図を掲示すること。

9 建設リサイクル法の遵守

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合、落札後「分別解体等の計画等」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面」を提出すること。

10 工期の遵守について

契約において定めた工期については、遵守すること。

11 埼玉県生活環境保全条例の遵守について

ディーゼル車の排出ガス規制が行われています。県の排出基準を満たさないものは、県内での運行は禁止されています。

12 過積載防止対策について

- ① 工事の施工にあたって、工事資材等の運搬については過積載を行わないこと。
また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。
- ② 違法改造車両等（さし枠車両等）及び目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）による土砂等の運搬を行わせないこと。
- ③ 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運

搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的を鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進するなどの配慮をすること。また、工事使用車両であるものの表示をすること。

- ④ 下請業者並びに資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。また、下請業者並びに資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。

13 労務単価について

横瀬町発注の工事又は委託では、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価又は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算しています。この点に十分留意し、労働者への適切な賃金の支払いに努めてください。

なお、次の表は、埼玉県ホームページ中の令和2年度土木工事設計単価表における労務単価表を抜粋したものです。

令和2年度労務単価表 単位：円（所定労働時間内、1日8時間労働あたり）

職 種	金 額	職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	23,300円	普通作業員	20,600円	軽作業員	14,900円
型わく工	25,900円	鉄筋工	27,000円	鉄骨工	25,100円
特殊運転手	24,600円	一般運転手	21,500円	配管工	21,900円
交通誘導員 (一級又は二級検定合格警備員)	14,600円	交通誘導員 (資格なし)	12,900円	大工	25,600円

14 発注工事の下請契約における社会保険等未加入対策について

- ① 横瀬町発注建設工事を契約する受注者(元請業者)と社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止します。
- ② 受注者は、社会保険等未加入建設業者であっても工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、下請契約をすることが認められます。ただし、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加する必要があります。
- ③ 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、以下の措置を行う場合があります。
- I 入札参加停止
- II 工事成績評定の減点
- ※ 「一次下請業者」は建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても、社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。